

第6章 事務局員

(事務局員配置)

第19条 役員会のもとに必要な応じ事務局員を配置する。

(事務局員)

第20条 役員会は事務局員若干名を協議のうえ任命する。又、日本大学工学部体育会剣道部より推選された若干名の学生を、事務局員として任命する。

(任期)

第21条 任期は原則1年とする。

第7章 顧問

第22条 本会に顧問を置くこともある。

(資格)

第23条 本会及び日本大学工学部体育会剣道部の発展に功労のあった者。

(資格の取得)

第24条 総会において、協議承認された者は、顧問として資格を有する。

(性格)

第25条 顧問は、本会の相談役となる。

第8章 名誉会長

(名誉会長)

第26条 本会に名誉会長を置くこともある。

(資格)

第27条 本会及び日本大学工学部体育会剣道部の発展に、著しく功労のあった者。

(資格の取得)

第28条 顧問団および会員多数から推薦があり、総会において承認された者。

(性格)

第29条 名誉会長は、本会の象徴的立場をとる。

(任期)

第30条 その任期を特に定めない。

第9章 表彰

第31条 本会及び日本大学工学部体育会剣道部の発展に著しく功労のあった者に、役員会の議を経て表彰する。

(表彰の方法)

第32条 表彰の方法には、次の3つがある。

1. 表彰状
1. 金一封
1. 記念品